

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【公開番号】特開2009-201828(P2009-201828A)

【公開日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2008-48757(P2008-48757)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月29日(2012.2.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回路基板を収納可能な基体と蓋体とを有する収納ケースを備える遊技機であって、

前記基体に前記蓋体を該基体及び該蓋体双方を破壊しない限り開封不能な特殊封止状態で組み付ける第1の組付固着手段と、

前記第1の組付固着手段による特殊封止状態を解除したときに、前記基体に前記蓋体を少なくとも該基体または該蓋体を破壊しない限り開封不能な封止状態で組み付ける第2の組付固着手段と、

を備え、

前記第2の組付固着手段は、前記基体に前記蓋体を組み付ける際に用いられる組付用固着手段と、該組付用固着手段を内部に収納し、前記基体または前記蓋体のうち一方に設けられる収納部と、前記基体または前記蓋体のうち他方に設けられる被結合部と、を含み、

前記組付用固着手段は、前記収納部の底面に当接させるための頭部と、該頭部から一方に延びる結合部と、前記頭部の他方に連結部を介して連結され工具により操作可能な操作部とを有し、

前記収納部は、前記結合部の先端側に対向する面に前記結合部が挿通可能な挿通穴と、該挿通穴の反対側の面に前記操作部よりも小さな操作穴を有する蓋部とを含み、

前記収納部に収納された前記組付用固着手段が前記蓋部の操作穴を介して操作されることにより前記組付用固着手段の前記結合部と前記基体または前記蓋体のうち他方に設けられる被結合部とが結合されて構成される封止状態において、前記連結部が破断されることによって前記頭部から分離した前記操作部が前記収納部の内部に残存することを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 3】

本発明の手段1に記載の遊技機は、請求項1に記載の遊技機であって、

前記第1の組付固着手段は、

前記基体側に設けられた基体側固着部（下部固着片 213）と、  
前記蓋体側に設けられ、前記基体と前記蓋体とが位置合わせされたときに前記基体側固着部に対向する蓋体側固着部（上部固着片 202）と、  
前記基体側固着部と前記蓋体側固着部との対向面を溶融して接合する接合手段（溶着装置のホーン等）と、  
を備える、  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、蓋体側固着部及び基体側固着部双方の対向面が溶融して一体化されるため、固着部材等で蓋体側固着部と基体側固着部とを接合した場合に比べて、蓋体を開放した際において双方が確実に破壊されるようになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の手段2に記載の遊技機は、請求項1または手段1に記載の遊技機であって、  
前記蓋体側固着部（下部固着片 213）及び基体側固着部（上部固着片 202）それぞれ対向面のうち少なくとも一方には、凹部（環状凹溝 214）が形成されている、  
ことを特徴としている。

この特徴によれば、溶接の際に対向面間に発生する気泡が凹部内に収容されやすくなり、凹部以外の箇所に気泡が残って隙間等が形成されにくくなるため、高い密着性が得られる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の手段3に記載の遊技機は、請求項1、手段1または2のいずれかに記載の遊技機であって、

前記被結合部（下部封止片 215 のネジ穴 216）には、前記封止状態（例えば図13参照）において、前記結合部（ネジ部 283）と前記被結合部とが結合された状態を該結合部または該被結合部を破壊しない限り開封不能とする規制部（プレート 255c）が設けられている、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、封止状態において、被結合部の内部に進入している結合部が被結合部の内部から離脱するために移動することを規制するための規制部が設けられているので、組付用固着手段を取り外すことがより困難になり、不正行為をさらに効果的に防止できるようになる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の手段4に記載の遊技機は、請求項1、手段1～3のいずれかに記載の遊技機であって、

前記回路基板は、遊技の進行を制御する遊技制御手段（メイン制御部 41）を搭載した遊技制御基板（遊技制御基板 40）であり、

前記遊技機は、

遊技の進行に関わる信号を出力する第1の電子部品と遊技の進行に関わる信号が入力される第2の電子部品とのうち少なくとも一方を含む遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と、

コネクタ（基板側コネクタ620aとケーブル側コネクタ610a／基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a／基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士での接続により着脱可能に前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間に設けられ、前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）とを電気的に接続するための配線（ケーブル600a、601g）と、

前記配線とコネクタ（基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a／基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士で接続され、前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間での信号の入出力を中継する中継基板（操作部中継基板110）と、

前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）と前記遊技制御基板（遊技制御基板40）との間における前記配線上のコネクタ同士での接続を、該コネクタ同士での接続に関する解除規制部位を破壊しない限り、解除不能とする接続解除規制状態を形成する電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材500a、650）と、

を備え、

前記電子部品接続解除規制手段は、

前記遊技制御基板（遊技制御基板40）と前記中継基板（操作部中継基板110）との間における前記配線（ケーブル600a）のコネクタ（基板側コネクタ620aとケーブル側コネクタ610a／基板側コネクタ621aとケーブル側コネクタ611a）同士での接続を解除不能とする第1の電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材500、650）と、

前記中継基板（操作部中継基板110）と前記遊技用電子部品（投入メダルセンサ31）との間における前記配線（ケーブル601g）のコネクタ（基板側コネクタ622gとケーブル側コネクタ612g）同士での接続を解除不能とする第2の電子部品接続解除規制手段（コネクタ規制部材660）と、

を含む、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、遊技制御基板と中継基板との間における配線のコネクタだけでなく、中継基板と遊技用電子部品との間における配線のコネクタ同士での接続の解除が規制されることで、遊技用電子部品と遊技制御基板との間に設けられる配線の全てのコネクタ同士での接続の解除が規制される。これによりいずれかのコネクタを不正な打ち込み器具等のコネクタに差し替えて接続し、遊技制御基板に遊技の進行に関わる不正な信号を入出力させるといった不正行為を行うことが困難となるため、不正な打ち込み器具を使用して特典を得るための特典入手情報を容易に取得できる状態に設定した遊技機や、特別入賞が当選した状態に設定した遊技機を、例えば遊技店の営業開始時等において遊技客に提供するといった不正営業の実施等を効果的に防止できる。

また、電子部品接続解除規制手段により接続解除規制状態が形成されることで、コネクタ同士での接続を解除するためには解除規制部位を破壊しなければならず、これにより接続を解除した後に再度接続解除規制状態を形成することが極めて困難となり、かつ、手間がかかるため、上記不正行為をより効果的に抑制することができる。

尚、前記中継基板は、一の遊技用電子部品と遊技制御基板との間に1つ、または複数接続されていても良く、複数の中継基板が接続される場合において、前記電子部品接続解除規制手段は、一の中継基板と他の中継基板との間における前記配線のコネクタ同士での接続を解除不能とする第3の電子部品接続解除規制手段を備えることが好ましく、このようにすることで、遊技用電子部品と遊技制御基板との間に設けられる配線の全てのコネクタ同士での接続の解除が規制される。